

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和7年11月27日

寒川町監査委員 後藤雅弘
同 柳田遊

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和7年10月7日から令和7年10月31日

3 監査の対象部課等

市民部 町民協働課
市民部 町民窓口課
農業委員会事務局

4 監査の対象

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - 公有財産が適切に管理されているか。
 - 予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - 組織、運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約の締結及び履行、事務事業の執行、負担金、補助及び交付金の支出事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施した。

7 監査結果

【町民部 町民協働課】

令和6年度集会所運営費交付金について、実績報告書では、当該交付金3万円全額が交付金より少額の光熱水費29,165円に充当されていた集会所があった。

町は、集会所に対し指導を行なわず、この誤った当該実績報告書を受理していたため留意事項とした。なお、留意すべき事項は文書指導とし、その措置状況を求め、その他、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【町民部 町民窓口課】

法律相談委託について、契約書では年12回払い、仕様書では月ごとに支払いをすることになっていたが、支払いを失念していたため半年分まとめて支払われていた。

司法書士相談員謝礼に係る支出負担行為が、半年以上遅り作成され、半年分まとめて支払われていた。

神奈川県弁護士会援助事業補助金について、補助金交付要綱には「交付申請は5月31日まで」「補助金は交付決定から1か月以内に交付」と定められているが、令和6年4月18日に交付申請があつたにもかかわらず、交付決定が令和6年8月6日となっていた。

以上3点と2件の旅費の不払いを留意事項とする。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【農業委員会事務局】

令和6年度に旅費の不払いがあり留意事項とした。なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 意見

【町民部 町民協働課】

(1) 集会所運営費交付金について

集会所運営費交付金は、地区集会所等の運営を支援するため、地区集会所の光熱水費等の運営費として交付されているものであるが、新年会などに充当されている例が実績報告書により確認された集会所があつた。

公金の支出については、高い公共性とともに使途についての説明責任が求められるので、町は、町民から疑惑を持たれることのないよう、交付先への指導に努めたい。

(2) 自治会のあり方について（自治会加入率について）

現在町の人口及び世帯数が過去最高の水準にあることに加え、ゴミ減量化を目指した収集方法の変更等により、ゴミ集積所を管理する自治会の負担は大きくなっている。

また、自治会加入率が減少している中、災害時において、高齢化が進む自治会員の多くが被災者となる可能性もあり、共助の主体となることが求められる自治会の負担も、これまで以上に大きくなることが見込まれる。

今後、こうしたことが自治会加入率をさらに悪化させ、地域の活力低下を招くことなどが懸念されるため、町は、ゴミの戸別収集化など自治会の負担軽減に係る取り組みとともに、時代にあった自治会との役割分担を研究されたい。

【町民部 町民窓口課】

(1) 不適切な会計事務処理等の再発防止について

監査において、支払事務の遅延等不適切な事務処理が散見された。課内で原因を分析・共有するとともに、効果的な対策を講じ、再発防止に努められたい。

(2) 職員の負担軽減について

町民窓口課においては、昨今のカスタマーハラスメントへの対応によるストレス過多や時間外の勤務などによる職員の負担が懸念される。

町は、町民窓口課の勤務実態を踏まえた開庁時間の変更や、音声案内、モニター表示等の導入など、窓口サービスの向上とともに職員の負担軽減に努められたい。

【農業委員会事務局】

(1) 農地等の利用の最適化の推進について

農業者の高齢化や後継者不足等により、農地集積・集約化が進まない状況にあり、町内の農地全般にわたり、遊休農地の発生が懸念されている。

今後も、農業委員会及び農地利用最適化推進委員並びに町は、連携を強化し、農業委員会が策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」における具体的な推進方法を着実に進めていただきたい。